

**令和8年度「相双にまた来たくなる」交流人口拡大事業
(相馬野馬追魅力体験・「相双地域の新しい旅」モデルプラン)
実施業務委託仕様書**

この仕様書は、福島県（以下、「甲」という。）が（以下、「乙」という。）に委託する令和8年度「相双にまた来たくなる」交流人口拡大事業（相馬野馬追魅力体験・「相双地域の新しい旅」モデルプラン）実施業務を円滑かつ効率的に実施するため、必要な事項を定める。

1 委託業務の名称

令和8年度「相双にまた来たくなる」交流人口拡大事業（相馬野馬追魅力体験・「相双地域の新しい旅」モデルプラン）実施業務

2 委託業務の目的

相双地域においては、東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により住民避難の長期化や居住人口の減少による地域活力の低下や担い手不足、根強い風評被害による地域経済への影響といった課題を解決するためには、帰還促進に加え、移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大が不可欠である。さらに、震災の影響により宿泊施設が復興途上であることに加え、地域内の目的地に向かう移動手段（2次交通）が限られている状況にあり、交流人口の回復・拡大を図る上での支障となっている。

そのため、相双地域ならではの「相馬野馬追」の歴史や侍・馬事文化の魅力体験を始め、観光者が自由に移動できる移動手段（キャンピングカーや自転車）を活用し、アウトドアや自然体験施設、サイクリング等の観光コンテンツを体験する新しい旅のモデルプランを創造し、地域資源を生かした「相双ならではの新しい自由な旅」を提案する体験イベントを実施して首都圏や近隣県からの交流人口の拡大を図っていく。

3 業務の内容

本事業の実施にあたっては、2に掲げる業務の目的を実現できるよう事業全体に工夫を凝らし、甲と調整の上で（1）から（5）までの各項目を実施する。

(1) 「相馬野馬追」に関する魅力体験ツアー、地域住民等との交流機会の創出
ア 「相馬野馬追」に関する歴史と体験を通じて魅力を伝えるとともに、人と馬が共に暮らす町で侍・馬事文化を継承する地域住民等との交流の機会を創出すること。

イ 令和8年10月に南相馬市で開催される「相馬野馬追振興秋季競馬大会」への見学を実施すること。

ウ 「相馬野馬追」に関する歴史や侍・馬事文化について学ぶ機会を設け、野馬追をサポートしている工房や馬を飼育している方等への見学を実施すること。

- エ 「相馬野馬追」の魅力が伝えられるような体験や交流の機会を通じて、相馬野馬追の魅力が十分に伝わるよう内容を工夫すること。
- オ 体験ツアーの日程は1泊2日とし、令和8年10月に南相馬市で開催する相馬野馬追振興秋季競馬大会に合わせて実施すること。
- カ 参加者は15名程度とすること。
- キ 参加者の募集に当たっては、ネット広報等を活用し、ターゲットに的確に届くよう周知を図ること。なお、告知や広報の内容は、甲と乙が協議の上で決定すること。
- ク 体験ツアーを実施する際は、添乗員及びガイドを設置すること。
- ケ 今後の観光コンテンツ造成や旅行商品造成へ向けた参考とするため参加者へアンケートを実施し、集計・分析すること。
- コ 参加者にSNS等で情報発信をしてもらう工夫を行い、参加者がSNS等で発信した情報について、集計・分析を行うこと。
- サ 乙は、体験ツアーの実施に要するすべての費用（体験ツアー造成費・体験ツアー実施経費、募集経費、入館料、交流会費等）を負担すること。ただし、体験ツアー実施に係る経費のうち、交通費（自宅から集合場所まで）、食事代、宿泊費の一部などは参加者負担とすること。
- シ 体験ツアーの行程や訪問施設、体験内容などを紹介する資料を作成し、体験イベント参加者に配布すること。（詳細については、委託者と協議するものとする。）

(2) 体験ツアー実施上の留意点

ア 運営体制の完備

当日は、現場責任者を帯同させ、体験ツアー全体の統括に努めるとともに、緊急時に即時対応できる体制を整えること。

イ 安全管理

当該業務を遂行するに際して、十分に安全管理を図ること。

訪問先との事前打合せや現地確認を行いコンテンツやルート等に関する安全対策を行い、参加者の安全確保を徹底すること。

乙は、体験ツアー実施中に参加者が傷害等を負った場合や参加者に賠償責任が生じた場合に備え、体験ツアー参加者を補償するための保険に加入すること。

ウ 天候不順時等の対応

天候不順等、やむを得ない事情により参加者の安全が確保できない時は、甲と協議の上、速やかに中止の措置をとること。また、天候不順等により相馬野馬追振興秋季競馬大会が順延となった場合は、再募集を行うこと。

(3) 新しい旅モデルプランの造成・体験イベントの実施、地域住民等との交流機会の創出

ア キャンピングカー、自転車（ロードバイク、E-バイク等）で相双地域の

複数の観光資源を組み合わせた相双地域を周遊するモデルプランを作り、体験イベントを実施すること。（造成するモデルプランは甲が別事業で実施するポータルサイト等に掲載するため、モデルプラン掲載に係る費用を含むものとする。）

なお、モデルプランの造成に当たっては相双地域の事業者と連携を図ること。

イ 相双地域を発着とするキャンピングカーをレンタルし、相双地域を周遊する内容とすること。

ウ 自転車レンタルし、サイクリングを実施する内容を含むこと。可能な限り、ふくしま浜通りサイクルルートの利用を考慮すること。

エ 体験イベントでは、地域住民や参加者同士の交流の機会をつくり、地域との継続的な関わりにつながるよう工夫すること。

オ 体験イベントの日程は1泊2日とし、4回（キャンピングカーを利用したイベント2回、自転車を利用したイベント2回）実施すること。

カ 参加者は4回合計25名程度（キャンピングカーの参加者は1回当たり2台以上で6名程度、自転車の参加者は1回あたり8名程度）とすること。

キ 参加者の募集に当たっては、ネット広報等を活用し、ターゲットに的確に届くよう周知を図ること。なお、告知や広報の内容は、甲と乙が協議の上で決定すること。

ク 体験イベントを実施する際は、添乗員及びガイドを設置すること。

ケ 今後の観光コンテンツ造成や旅行商品造成へ向けた参考とするため参加者へアンケートを実施し、集計・分析すること。

コ 参加者にSNS等で情報発信をしてもらう工夫を行い、参加者がSNS等で発信した情報について、集計・分析を行うこと。

サ 乙は、体験イベント実施に要するすべての費用（モデルプランの造成費・体験イベント実施経費、募集経費、キャンピングカーレンタル費、自転車レンタル費、入館料、交流会費等）を負担すること。ただし、体験イベント実施に係る経費のうち、交通費（自宅から集合場所まで）、食事代、宿泊費の一部などは参加者負担とすること。

シ 体験イベントの行程や訪問施設、体験内容などを紹介する資料を作成し、体験イベント参加者に配布すること。（詳細については、委託者と協議するものとする。）

（4）体験イベント実施上の留意点

ア 運営体制の完備

当日は、現場責任者を帯同させ、体験イベント全体の統括に努めるとともに、緊急時に即時対応できる体制を整えること。

イ 安全管理

当該業務を遂行するに際して、十分に安全管理を図ること。

訪問先との事前打合せや現地確認を行いコンテンツやルート等に関する安全対策を行い、参加者の安全確保を徹底すること。

乙は、体験イベント実施中に参加者が傷害等を負った場合や参加者に賠償責任が生じた場合に備え、体験イベント参加者を補償するための保険に加入すること。

ウ 天候不順時等の対応

天候不順等、やむを得ない事情により参加者の安全が確保できない時は、甲と協議の上、速やかに中止の措置をとること。また、天候不順等により体験イベントが中止となった場合は、再募集を行うこと。

(5) 次年度プランの策定

業務内容を踏まえ、次年度以降の持続可能な相双地域への誘客に向けたプランを提案すること。

4 提出書類

乙は委託契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 契約締結後速やかに提出する書類

- ・委託業務着手届（第1号様式）
- ・業務実施体制図（任意様式）
- ・実施工程表（任意様式）

(2) 業務完了後、遅滞なく提出する書類

- ・委託業務完了届（第2号様式）
- ・委託業務実績報告書（第3号様式）
- ・成果品
- ・収支決算書（任意様式）
- ・その他甲が必要と認める書類

5 成果品

委託契約書第1条に定める成果品は、次のとおりとする。

- ・実績報告書（任意様式）

以下の内容を記載した報告書を提出すること。なお、体験ツアー、体験イベント当日の様子が分かる写真を添付すること。

- ・告知及び広報の実績
- ・「相馬野馬追」に関する魅力体験ツアーの実施内容
- ・「相馬野馬追」に関する魅力体験ツアー実施による成果、課題
- ・新しい旅モデルプランの造成内容、体験イベントの実施内容
- ・新しい旅モデルプランの造成、体験イベント実施による成果、課題

6 その他

(1) 乙は、本仕様書及び甲の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。

(2) 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。

また、乙は進捗状況等について、逐次、甲に報告すること。なお、甲は本業

務実施のために必要な協力をする。

- (3) 委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合には甲と協議するものとする。
- (4) 本業務において制作される成果品の著作権及び所有権は、すべて甲に譲渡するものとする。また、成果品は甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (5) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- (7) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (8) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。